

## JARECO 会員及び会費規定

### (主旨)

1. 会員の入会金及び会費等に関する事項は本規程による。

### (会員資格)

2. 会員資格は次のいずれかに該当する者とする。
  - ・不動産取引に関連する業に従事する事業者、団体、個人(国籍は問わない)
  - ・海外の不動産取引に関連する事業者、団体、個人
  - ・不動産取引及び流通について調査・研究を行っている事業者、団体、個人
  - ・JARECO の活動に賛同し、かつ会員から推薦を受けた事業者、団体、個人

### (入会金及び会費等)

3. 会員は次に定める会費等を納入しなければならない。

#### (1)個人会員

#### (2)法人会員

#### (3)スポンサー会員(当機構の活動に協賛する団体など)

会員区分	入会金	年会費
(1)個人会員	3万円	3万円
(2)法人会員	10万円	10万円
(3)スポンサー会員	30万円	30万円

### (納入義務)

4.
  - ・会計年度の間において入会した者は、月割による会費を納入する。この場合1ヶ月未満の端数は0ヶ月とする。納入期限はその都度指定する
  - ・会計年度の間で会員資格を失っても既納の会費等は返還しない

### (入会の条件)

5. 会員は以下の入会の条件を受け入れるものとする。
  - ・JARECO 設立趣旨に賛同すること
  - ・世界における不動産流通の活性化に協力できること
  - ・JARECO の活動に対して積極的に協力できること
  - ・申込内容にて理事会の承認を経ること

(会員の義務)

6. 会員は会員の義務を順守して以下を守るものとする。

- JARECO の活動に対して積極的に協力できること
- JARECO が提供した情報・サービスを無断で会員以外の第三者に提供しないこと
- 年会費を納めること

7. 本規程の変更は定款その他別段の定めがある場合を除き、理事会の決議による。